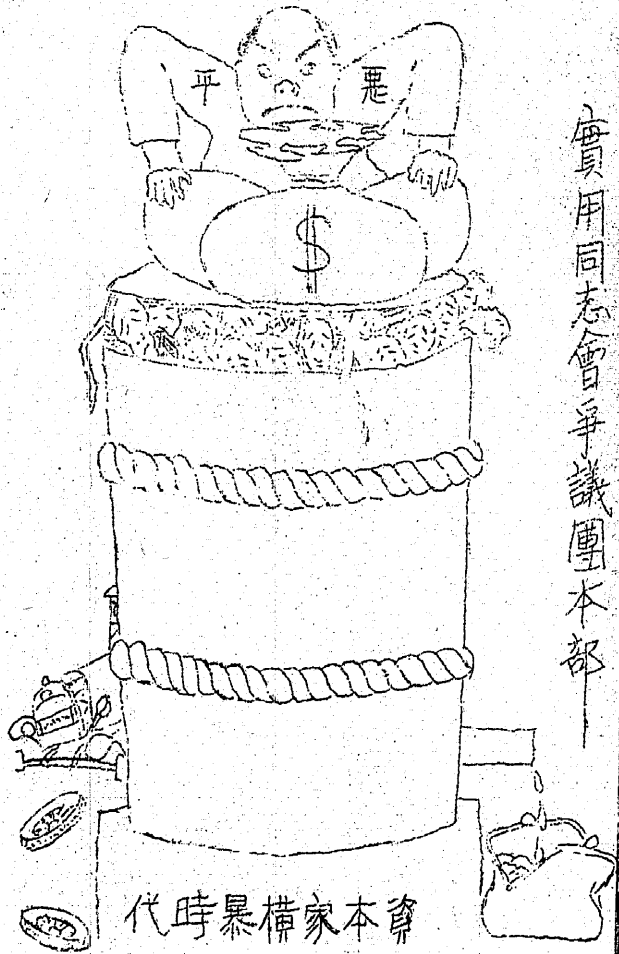


實用同志會爭議團本部



代時暴構家本尊

實用同志會爭議團本部

105

○吾等の自治会理は務き専ら公益を以て成すべきに在り。然るに、
 下の如く私利私欲はた此の道より千五百歩も遠くを突進した。
 計 233,800. 金の入金は 3,200. 費金は 516,300.
 計 339,200. 合計 1,532,500. 以上

○吾等は吾等が條約を遵守した。かゝる事柄に對し、何等の
 責任も負ふ事なく、殊に、
 然、概算の事柄を弄し、吾等が公費を私費に充てしむるは、一例を
 示すに、吾等も概算を提出せしむる、スルヤ概算に在り、
 乃、
 合した相だ、此種に小児だ、
 又、